

「外来種」や「外来種の防除」に関する疑問・質問は、
お近くの環境省事務所までお気軽にお問い合わせください

奄美群島国立公園管理事務所

〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝551
TEL: 0997-55-8620 FAX: 0997-55-8621



徳之島管理官事務所

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1 天城町役場4階
TEL: 0997-85-2919 FAX: 0997-85-2045



やんばる自然保護官事務所

〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地263-1
TEL: 0980-50-1025 FAX: 0980-50-1026



慶良間自然保護官事務所(座間味事務室・渡嘉敷事務室)

〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109 座間味村役場2階
TEL: 098-987-2662 FAX: 098-987-2663
〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183 渡嘉敷村役場2階



**沖縄奄美自然環境事務所
沖縄南部自然保護官事務所**

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階
TEL: 098-836-6400 FAX: 098-836-6401



石垣自然保護官事務所

〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27
TEL: 0980-82-4768 FAX: 0980-82-0279

西表自然保護官事務所

〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見
TEL: 0980-84-7130 FAX: 0980-85-5582

「沖縄・奄美地域の外来種とその防除」

2021(令和3)年3月

2023(令和5)年3月 増補改訂

2024(令和6)年3月 増補改訂

発行

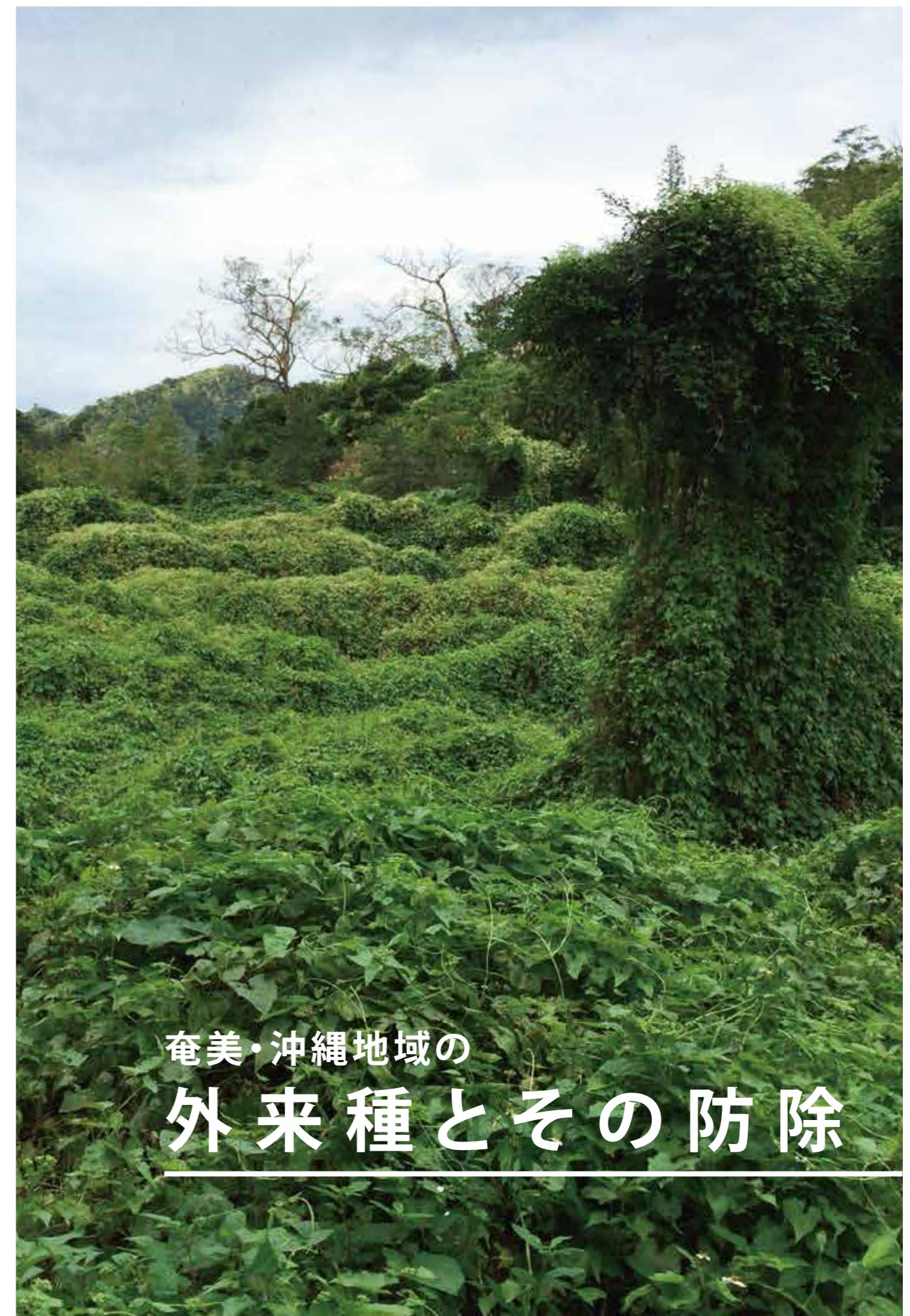
環境省 沖縄奄美自然環境事務所
〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号
那覇第一地方合同庁舎1階



環境省 沖縄奄美自然環境事務所
Okinawa Amami Nature Conservation Office, Ministry of the Environment

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R100
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



**奄美・沖縄地域の
外来種とその防除**

外来種とは？

もともとすんでいる生きもの（在来種）や、渡り鳥のように自分から飛んでくる生きものと違い、ペットとして持ち込まれたものが逃げたり、貨物にまぎれたりなど、人間活動によって他の地域から持ちこまれた生きものなどを「外来種」といいます。

いつも食べている野菜や、庭を彩る園芸植物など、私たちの暮らしにおいて多くの「外来種」が利用されています。しかし、外来種のなかには、在来種のつながりに悪い影響をあたえたり、人や人の暮らしに害を及ぼしたりする生きものもいます。このような外来種は、積極的に防除したり、植栽には使わないなどの対策が必要となってきます。

環境省と農林水産省ではこのような種を『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）』としてリストアップし、インターネットで公開しています。

また、リストでは、人への影響などからいくつかのグループに分けて外来種を区別しています。

A. 定着予防外来種 —— ①侵入予防外来種 ②その他の定着予防外来種

B. 総合対策外来種 —— ①緊急対策外来種 ②重点対策外来種 ③その他の総合対策外来種

C. 産業管理外来種

『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト
(生態系被害防止外来種リスト)』

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>



外来生物法

外来種の中でも特に被害を及ぼすおそれが高い種は、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）』で「特定外来生物」に指定され、「飼ったり、持ち運んだり、保管したり、ほかの場所に放したりすること」などが厳しく禁じられています。誰かが拋げてしまえば、取り返しのつかない被害につながることもあるため、違反した場合にはとても厳しい罰則が科せられることになります。

（罰則：個人、3年以下の懲役や300万円以下の罰金 法人、1億円以下の罰金）

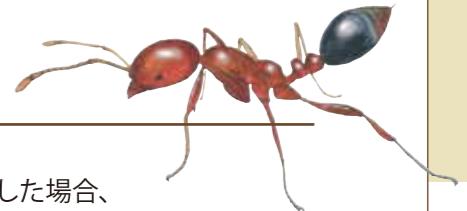
「外来種って、みんな海外から来たもの？」

たとえば、ヤエヤママドボタルは八重山原産で、もともと沖縄島には生息していませんでした。2000年頃に沖縄島の南部で見つかってから中南部を中心に拡大しています。同じ沖縄県内の生きものですが、沖縄島では「外来種」となります。こうした日本国内での移動による外来種のことを「国内由来の外来種」または「国内外来種」といいます。



ヤエヤママドボタル

外来種は、どんな被害をもたらすか



ヒアリイラスト：鶴賀部 真友子(OIST)

侵略的外来種の具体例としてヒアリを取り上げると、侵入・定着した場合、

- ① 生態系被害
 - ② 人が噛まれたり刺されたりする健康被害
 - ③ 農業被害（農作物が食べられたり、牛などの家畜が襲われるなど）
 - ④ インフラ被害（電気設備への障害など）
 - ⑤ 経済的損失（沖縄県での経済的損失の推定例では、年間438億円の損失見積りなど）
- といった被害や損失があると考えられています。このように、侵略的外来種は生態系だけでなくさまざまな被害をもたらします。

ヒアリは2017年に神戸港で初確認され、「殺人アリ、襲来！」などと騒がれ、連日のように報道されました。最近は話題に上ることが少くなりましたが、貨物などに紛れて侵入は続いており、関係機関が連携しながら侵入・定着阻止と早期発見に取り組んでいます。

沖縄では、沖縄県・那覇港管理組合、沖縄科学技術大学院大学（OIST）、環境省等が区域を分けて面的に広く監視するとともに、定期的に会合を開いて情報共有し、見分け方の講習会など普及啓発にも取り組んでいます。

また、ヒアリに限らずさまざまな侵略的外来種に対し、関係機関と連携して管内の侵入監視等に努めています。

ヒアリの基礎情報

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/02_general/index.html



沖縄県におけるヒアリの侵入・蔓延時に推定される経済的損失

https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/70/1/70_3/_pdf/-char/ja



写真提供：沖縄科学技術大学院大学（OIST）OKEON美ら森プロジェクト

外来種はどのように入ってくるのか

日本は野生動物の輸入大国と言われており、ペットとして輸入される生きものの種類や数は世界トップクラスです。また日々の食料を外国から大量に輸入しているほか、緑化や園芸、漁業、害虫駆除などのさまざまな目的で、外国の生きものを私たち人間が運んできています。



イラスト:池村 浩明

外来種は意図して持ち込まれる場合(意図的導入)と、意図せず入り込む場合(非意図的導入・侵入)があります。

意図的導入

沖縄ではサトウキビを食べるネズミや人に被害を与えるハブを退治する目的で1910年に沖縄島南部の那覇市やその近郊で17頭が放されました。あっという間に沖縄島全域に拡がり、ハブの減少よりも沖縄島北部(やんばる地域)でヤンバルクイナなどが減少してしまいました。また、奄美大島でも1979年に奄美市名瀬で30頭ほどが放され、奄美大島固有のアマミトゲネズミやアマミイシカワガエルなどに深刻な影響を与えました。

他、オオヒキガエルはサトウキビ畠の害虫駆除のため、南米から南大東島に持ち込まれ(年代不明)、1978年に南大東島から石垣島へ導入され、瞬く間に島全域に拡がりました。

非意図的導入

外来種として確認されている多くの種が、非意図的導入・侵入です。

奄美・沖縄地域で特に問題になっているのは、沖縄島中部で1984年に発見されたツルヒヨドリ(南北アメリカの熱帯地域原産)や、西表島のオオヒキガエル、沖縄島南部・慶良間諸島座間味島のグリーンアノールなどです。

その他の問題

在来種であっても、生きものがもともと持っている移動能力をこえて、別の場所に放すことも問題です(遺伝的搅乱)。(例えば、八重山産のオオゴマダラを沖縄島で飼育し、放蝶することなどは沖縄島の遺伝子の搅乱になります。)

外来種被害予防三原則

入れない

悪い影響を及ぼすかもしれない外来種を自然分布域から非分布域へ入れない

捨てない

ペットとして飼ったり、栽培している外来種を自然の中に捨てない、逃さない

拡げない

既に野外にいる外来種をほかの地域に拡げない

外来種はどうして日本にやってきたの?
https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/haitta_3gensoku03.pdf

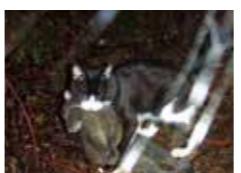


1. 飼っている生きものの不適切な管理や遺棄

ペットショップやホームセンターで販売されているペットや園芸植物のほとんどが、別の場所から連れてこられた生きものです。また、人から譲り受けたり、外来種と知らずに野外から持ってきて、別の場所で拡げてしまうこともあります。

侵略的外来種として名前があげられている種は、ひとたび野外に出てしまえば大きな問題を引き起こす可能性がありますので、逃げられたり拡がったりしないよう、適切な管理が必要です。

また、特定外来生物についてはそもそも飼ったり、持ち運んだり、保管したり、ほかの場所に放したりすることは法律で厳しく禁じられています。外来ザリガニ類など、違法とは知らずに飼われている例もあると思われます(知らなかつたとしても、罪に問われないわけではありません)。

ノネコ
※ノネコとは野山で生きものを食べて生活している野生化したネコ

ノイヌ



ノヤギ

2. 間違って逃してしまったり、水替え時の流出・逸出、水槽や花壇からの持ち去り



グリーンイグアナ



【特】オオキンケイギク



【特】ボタンウキクサ



ホティアオイ



カイウサギ(アナウサギ)



インドクジャク



【特】アカミミガメ



【特】アメリカザリガニ

【特】外來ザリガニ類
※アメリカザリガニを除く

アカミミガメ
Trachemys scripta elegans

ペットとして飼育されていたものが遺棄や逃亡。
在来のカメ類との競合及び卵の捕食等の影響がある。



イラスト:池村 浩明



【特】カダヤシ

3. 草刈りや土砂の運搬・移動・拡散

【特定外来生物】ツルヒヨドリ *Mikania micrantha*
英語で「Mile-a-minute weed」(1分で1マイル広がる雑草)の異名を持ち、驚異的な繁殖力を持ったつる性植物。在来生態系だけでなく農作物にも大きな被害を及ぼす可能性がある。

【特】ハヤトゲフシアリ
【特】ヤエヤママドボタル
モミジバヒルガオ

【特】ニューギニアヤリガタリクウズムシ
【特】ハイイロゴケグモ
卵嚢

【特】ツルヒヨドリ
アメリカハマグルマ

【特】ツルヒヨドリ
センダングサ類

写真提供:ハヤトゲフシアリ©沖縄科学技術大学院大学(OIST)OKEON美ら森プロジェクト、車両に張り付くグリーンアノール©那覇市環境保全課



奄美・沖縄地域は温暖な気候のため、多くの外来種にとって定着・増殖しやすい環境です。そのため、気づいたときには既に蔓延していたということにならないよう、非意図的侵入には十分に注意する必要があります。工事現場に持ち込んだ土のう袋からツルヒヨドリが拡がったり、植栽用の苗や資材にシロアゴガエルの泡巣がついていたのではと疑われる侵入事例もあります。他所から工事車両を持ってくるときには、事前に洗浄したり搬出場所で特定外来生物の存在を把握して適切に防除するなどの対策が強く求められます。



5. 資材や車両による運搬



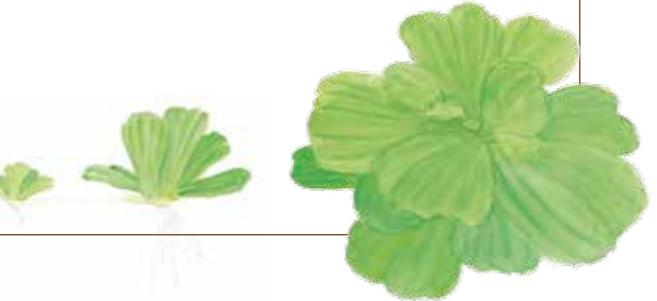
台湾ハブや台湾スジオなど、外来ヘビ類を国頭村・大宜味村・東村で見かけたときは、やんばる野生生物保護センターまでご一報ください ☎ 0980-50-1025

7. 造園種の植栽、植え替え

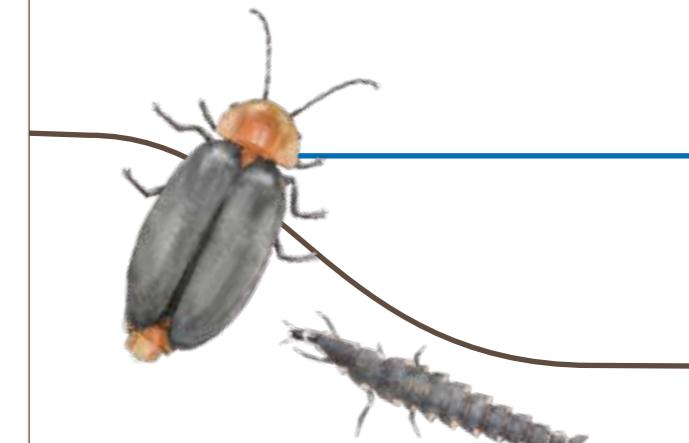


【特】ツルヒヨドリ
ヤエヤママドボタル

6. 水辺での土砂移動



【特定外来生物】
ボタンウキクサ *Pistia stratiotes*
観賞用として導入。かつて国内生産も行われ、大量に販売されていた。過繁茂による湖沼の水温や水質低下等が懸念される。



【国内外来生物】
ヤエヤママドボタル *Pyrocoelia atripennis*
八重山諸島に生息する大型のマドボタル。沖縄島での分布拡大により、樹上性希少陸産貝類への影響が懸念されている。別名オオシママドボタル。

防除は誰が行うのか

私たちの生活や仕事の中で、知らずしらずのうちに外来種を拡げてしまうことがあります。そのため、身の回りの外来種に关心を持ち、ちょっとした注意を払うことで、その拡がりを防ぐことができます。しかし、自分のところで防除を進めても、まわりからつぎつぎと侵入してくるような状況ではきりがありません。

外来種に対しての法律である外来生物法が2005年6月に施行され、2022年5月に改正されました。

特定外来生物の場合、原因者負担について明記されており、国は「その原因となった行為をした者があるときは、その防除の実施が必要になった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる」としています。さらに改正法では、責務規定が新設され、「国、都道府県、市町村、事業者、民間団体やその他関係者は役割分担のもと、相互に連携協力に努めること」としています。

各主体による防除の円滑化

① 国の責務

- ・総合的な施策の策定及び実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進
- ・未定着又は局地的に分布する特定外来生物の被害・まん延防止
- ・生物多様性の確保上重要な地域での生態系被害防止

② 都道府県の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止
必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行なうものとし、防除を行うときは、国の確認手続が不要(独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能)。

③ 市町村の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に定着した特定外来生物の被害防止に努める
※地方公共団体においては、特定外来生物の防除等対策事業が特別交付税措置の対象となります。
- 防除を行うときは確認手続きが必要ですが、都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続は不要となっています。

④ 事業者及び国民の責務

- ・外来種に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮



児童・生徒による防除



CSR活動による防除



地域ボランティアや自治体による防除

① 自ら行う防除、地域住民やボランティアによる防除

植物種については、自宅の敷地内に生えているもの駆除を行うことや、地域住民やボランティア活動による周辺地域の防除は、市町村の燃えるゴミとして出す(運搬は市町村委託のゴミ処理業者が行う)ことなどに問題はありません。マンガースなどの鳥獣については、特定外来生物でも捕獲許可が必要です。

思いついたときに防除するのではなく、防除実施計画に基づく計画的な防除を呼びかけています。

② 外来生物法の規定

外来生物法では特定外来生物の「飼養、栽培、保管又は運搬」を原則として禁じています。良かれと思って防除しても、運搬途中で拡がったりしては意味がありません。枯らさずに生きたまま運搬すれば違法となってしまいます(例えばツルヒヨドリは袋に入れても1ヶ月以上枯れない)。また、特定外来生物には「種子」も該当します。

そのため、以下の要件をすべて満たすものは、外来生物法の「運搬」に該当しない、としています。

- ア) 防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等(最終処分場、収集センター等を含む)に運搬すること
- イ) 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること
- ウ) 特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知するなど、公表された活動に伴って運搬すること

自然環境局野生生物課長通知「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用(植物の運搬及び保管)について」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/150109sekoutuuchi.pdf>



③ 「防除実施計画」に基づいた防除(防除の確認または認定)

防除実施計画とは、防除の対象や区域、期間、防除目標、防除の方法や個体の処分方法などを記した書類です。市町村や企業、団体等で防除を進める場合、防除実施計画に基づく防除の確認(地方公共団体の場合)や認定(国・地方公共団体以外の場合)を受けると以下のことが認められます。

- ① 生きたまま保管・運搬すること。
- ② 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域でも、自然公園法の許可を受けずに防除を行うこと。
- ③ 鳥獣の場合は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が不要。
- ④ 地方公共団体の場合は、防除に必要な限度内において他人の土地への立ち入り。
- ⑤ 原因となった行為者に費用負担させることができる。

防除実施計画を作成して防除を進めたいが、どうして良いかわからないなどの相談はお気軽に沖縄奄美自然環境事務所(野生生物課)までお問い合わせください。

改正外来生物法 ココがポイント!

2022年5月に、外来生物法の一部を改正する法律が成立、公布されました。改正外来生物法ではP.7の責務規定の新設のほか、おもに以下のような点が強化・拡充されています。

1. ヒアリ類対策の強化

(1) 特定外来生物全般の規制権限の拡充

防除に加え、その前段階の生息調査のための立入りや、通関前の輸入品等が置かれている土地・施設(倉庫、車両等)の検査、消毒廃棄命令等が可能になりました。

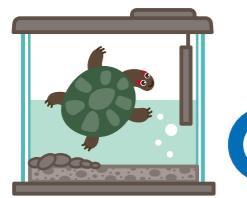
(2) 「要緊急対処特定外来生物」のカテゴリーの新設

ヒアリ類については、「要緊急対処特定外来生物」に指定し、移動制限、通関後の検査等、強力な措置の規定を新設しています。ヒアリ類か否か専門家が特定(同定)作業中も物品等の移動停止をさせることができることになりました。また、国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携も強化されます。

2. アカミミガメ、アメリカザリガニ対策

拡く飼育され、野外の個体数も多い外来種として、アカミミガメやアメリカザリガニがあげられます。外来生物法の対象とすると既に飼われている個体が大量放出される可能性が高いことから、「条件付特定外来生物」として、一部の規制のみを適用することとしました。

ペットとして飼育している個体は、これまで通り飼うことができます。申請や許可、届出等の手続きは不要です。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。



池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されます。適切な飼育を行わずに自力で逃げ出した場合は、友人・知人・団体等に譲渡することは可能です。無償(譲り渡す側が引き取り料等を払う場合も含む)であれば申請や許可、届出等の手続きは不要です。責任をもって飼うことのできる相手を探して下さい。ただし、無償であっても頒布にあたる行為は規制されます。



飼い続けることができなくなった場合は、友人・知人・団体等に譲渡することは可能です。無償(譲り渡す側が引き取り料等を払う場合も含む)であれば申請や許可、届出等の手続きは不要です。責任をもって飼うことのできる相手を探して下さい。ただし、無償であっても頒布にあたる行為は規制されます。

アカミミガメに関する詳細情報
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/akamimi.html>



アメリカザリガニに関する詳細情報
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/amezari.html>



多様な主体による防除の取り組み

侵略的外来種が拡がって困るのは、自分自身です。そのため、その存在に気づいたら、地域で話し合って連携し、それぞれの立場から防除に積極的に取り組んでいくことが必要です。各主体が連携して取り組むことで、効果的・効率的な防除にもつながります。

・根絶間近・

ハヤトゲフシアリ ー那覇市の事例ー



写真提供:ハヤトゲフシアリ©沖縄科学技術大学院大学(OIST)OKEON美ら森プロジェクト

ハヤトゲフシアリ *Lepisiota frauenfeldi* 【特定外来生物】

南ヨーロッパ原産の侵略的な外来アリで、日本国内では2017年に名古屋港で初めて生息が確認されて以降、数か所で確認されています。人を直接刺すなどといった被害はありませんが、生態系への被害が懸念され、2020年11月に特定外来生物に指定されました。



防除の主体:

沖縄科学技術大学院大学、沖縄総合事務局道路管理課
・南部国道事務所、住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社、那覇港管理組合、那覇市、琉球大学、環境省ほか

①沖縄での分布状況

2020年2月19日、那覇市明治橋から那覇空港に至る国道332・331号線の植栽部分において生息を沖縄県内で初確認し、さらに7月に那覇新港でも確認されました。

②防除

現在確認されている2か所について、物流を通じて拡散する懸念もあるため、土地管理者等とも連携しながら、最新の知見や技術を取り入れて防除を実施しています。継続した防除の結果、国道・那覇新港とも令和6年3月時点で根絶基準とされる24ヶ月以上検出ゼロを達成しています。

③注意喚起

工事等の事業者と専門家を交えて事前調整し、他所への拡散が生じないよう取り組み、国道事務所で注意喚起のための看板を設置しました。確認地点で行なわれる看板設置など、資材の移動が伴うものについては、沖縄総合事務局道路管理課や南部国道事務所と連携し、沖縄科学技術大学院大学の助言を受けながら、防虫処理等の適切な対処を実施しています。



©沖縄科学技術大学院大学(OIST)OKEON美ら森プロジェクト



注意喚起看板

オオフサモ ー奄美大島瀬戸内町の事例ー

・地点根絶・



オオフサモ *Myriophyllum aquaticum* 【特定外来生物】

南アメリカ原産の水草で、水中や水際に生育します。在来種との競合による駆逐や水路の水流を阻害したり、農業被害を引き起こしたりといった影響が報告され、2006年に特定外来生物に指定されました。

防除の主体:

瀬戸内町、鹿児島県、環境省、地域ボランティアほか

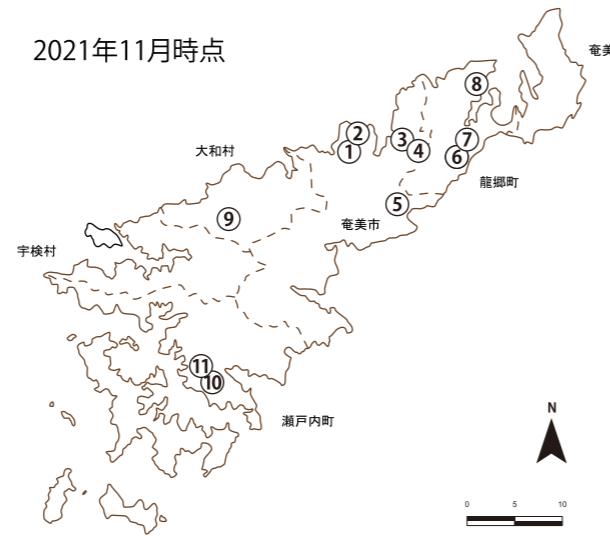
①奄美大島でのオオフサモ分布状況

奄美大島では11か所で分布が確認されていています。(右図)

②駆除と根絶

4か所で試験的駆除を実施しました。3か所では半年以内に再繁殖していましたが、仲里川(瀬戸内町古仁屋市街)では、根絶に至った可能性が高いと判断されました。

2021年11月時点



図中番号	生育場所	防除方法	現状
①	奄美市名瀬小宿 河川内	重機による浚渫	再繁茂
③	奄美市名瀬有屋町 河川内	手作業による作業1回	再繁茂
⑥	龍郷町大勝 河川内	重機による表層の除去	再繁茂
⑪	瀬戸内町古仁屋	手作業による複数回作業	根絶

③駆除の実施と根絶確認

仲里川では3か所の群落(それぞれ約28m³、3m³、13m³)と、その間に小規模な生育が確認されていました。2021年3月に瀬戸内町事業により地元の方々や観光客も含めた防除作業が実施されました。防除には地上部だけでなく、根を含む堆積層も含め、手作業で行われました。また2021年7月に鹿児島県が堆積層のある数十cmの深さまで掘削しました。そして2022年7月6日に瀬戸内町・鹿児島県・環境省が確認作業を行いましたが、生育は確認されませんでした。

④オオフサモの駆除手法

重機や手作業でも1回のみの防除では不完全なことがわかりました。防除には丁寧な手作業で駆除をし、定期的なモニタリングが必要です。



オオフサモの「マット層」を拽りあげる様子



根を取り除きながら堆積層を水で溶かす様子

ツルヒヨドリ ー名護市の事例ー

・計画策定・

防除の主体:

名護市、地域住民、ボランティア、CSRほか

①名護市内の現状把握

市内全域で現地調査を行い、189か所で生育を確認するとともに、生育規模や生育地の地形(作業のしやすさ)なども記録しました。生育地の面積は8万m²(名護市内にある野球スタジアムの約4.5個分)あまりにも及びました。



作成したパンフレット(内面)

②効率的な防除方法の選定

条件を変えて防除実験を行いました。除草剤を用いた場合は、一見効率が良いように見えたものの、その後も一定数の生育が見られ、草刈機では逆に増える結果となりました。人力抜根は初回作業は時間がかったものの、作業3回目以降からは生育本数も激減し、作業時間も短くすむことがわかりました。

③防除実施計画を策定

実験の結果に基づいて、人力抜根を基本として生育面積と生育地区分に応じた防除実施計画を策定しました。

④普及啓発活動

市民向けにわかりやすいパンフレットも作成しました。今後、各地域の区民や土地管理者だけでなく、ボランティアも募って防除を進め、5年かけて生育面積を半減させることを目標としています。

フイリマンガース ー名護市屋我地島の事例ー

・計画策定・

防除の主体:

名護市

①経緯

国指定鳥獣保護区にも指定されている名護市屋我地島は、市内で唯一マンガースが生息していない場所とされてきましたが、島民の目撃情報が複数あり、地域住民らで防除実施計画を検討・策定しました。



フイリマンガース 【特定外来生物】
Herpestes auropunctatus

②防除と侵略監視体制の構築

2022年から防除が開始され、これまでに5個体が捕獲されています。マンガースの捕獲だけでなく、地域住民や地域(区)による継続的な監視体制を構築することを目標としています。そのため、地域住民・地域(区)・名護市との連携体制を構築し、情報共有を図りつつ互いに協力しながら防除作業をしっかりと進めていくことが求められています。

③その他人略的外来種

防除事業を通して、台湾ハブ、台湾スジオ、グリーンアノールの早期発見について島民に呼びかけるとともに、ネコの適正管理等、島民として侵略的外来種に対して取り組むべき課題を提起し、侵略的外来種フリーな島嶼モデルの提案を目指しています。

シロアゴガエル ー西表島の事例ー

・根
絶・



シロアゴガエル *Polypedates leucomystax* 【特定外来生物】

熱帯アジアに広く分布するアオガエル科のカエルの1種で1964年に沖縄県嘉手納町で初めて侵入が確認されました。初侵入からわずか50年あまりの間に沖縄諸島や宮古諸島などの島々に分布を拡大しました。2006年に特定外来生物に指定されました。

防除の主体:

地域ボランティア、自治体、環境省ほか

①確認状況

2001年度から地域住民による外来カエル類の監視調査を継続して行っていました。2015年8月末、西表島の上原地区にて調査員がシロアゴガエルの鳴き声を確認、また、同年10月には卵塊が発見され、繁殖していることが確認されました。



②防除と根絶宣言

関係機関の連携と地域住民の協力により、成体61個体を捕獲、卵塊35個を採集する等の物理的防除に加え化学的防除も取り入れながら取り組んだ結果、2017年5月の捕獲を最後に確認されず、2018年度に根絶宣言を出しました。

③継続的監視

シロアゴガエル・オオヒキガエルの単発的な侵入は続いているが、地域の方々の高い関心のおかげで早期発見に至っています。

④マニュアルの作成

石垣島の港周辺や資材置き場等での重点監視・排除や、石垣島から各離島への資機材搬出時確認マニュアルの作成・周知等を行なっています。



シロアゴガエルの卵塊



シロアゴガエルのおたまじゃくし



駆除の様子

シロアゴガエル ー渡嘉敷島の事例ー

・根
絶・

防除の主体:

自治体、環境省ほか

①確認状況

2016年6月に鳴き声を調査員が聞き、初めて渡嘉敷島での侵入が確認されました。確認されたのは、渡嘉敷地区の田んぼ周辺でした。

②防除

初確認から直ぐの8月から防除が開始され、2022年までに102回の調査が行われました。その結果成体32個体を捕獲、卵塊9個を採集し、2018年6月1日を最後に渡嘉敷島でのシロアゴガエルは確認されていません。

③継続的監視

シロアゴガエルの確認はされていませんが、継続的な監視を行っています。

④普及啓発

沖縄島からの資材等からの持ち込みと考えられ、シロアゴガエルをはじめとする外来種の早期発見のため、地元住民への講座等の普及啓発活動を行っています。



シロアゴガエル【特定外来生物】の侵入状況

2016年	初確認
2017年	14個体捕獲
2018年	15個体捕獲、卵塊7個
2019年	3個体捕獲、卵塊2個
2020年	6月以降 確認なし

防除を成功させるために…

早期発見・初期防除

- 侵略的外来種の存在に気づくためには、ふだんからまわりの自然に関心を持つことが重要です。見慣れない植物が急に拡がっているなど、おかしいなど感じたら、インターネットで調べるなどしてみましょう。
- 侵入してから時間が経ってしまうと、防除は日を追うごとに困難となり、費用や労力もケタ違いにかかるようになります。早期発見・初期防除が何よりも重要です。

適切な防除手法

- 防除のやり方によっては、かえって拡げてしまう場合もあります。たとえば、ツルヒヨドリやアメリカハマグレバは、ちぎれた茎からも容易に再生するため、草刈機で刈った後にそのまま放置することでたくさんの株を根付かせてしまうことになります。そのため、初期の手間はかかりますが、丁寧な人力抜根の繰り返しが、長い目で見れば最も効率的という結果もあります。

継続的な取組

- 一度防除しただけでは茎や根が残存していたり、周辺部から供給されるなどして、再び現れます。計画に基づいて継続的に取り組むとともに、効果の程度を検証していくことで、より良い防除につながります。

連携

- 個人の力では防除にも限界があります。国、県、市町村また関係機関と情報の共有や防除方法など、連携することで確実な防除を実施することができます。